

令和3年度
東伏見学童クラブ
外部評価報告書

評価対象事業所

名称 東伏見学童クラブ
〒 202-0021
所在地 東京都西東京市東伏見 6-1-17

評価実施日

利用者調査実施日(調査票配付日) 2021年9月21日～2021年10月12日
訪問調査日 2021年11月25日
評価員 佐藤 義夫
川名 佐貴子
鈴木 雄二

評価実施機関

〒 176-0001
所在地 東京都練馬区練馬 1-20-2
評価機関名 株式会社日本生活介護

調査方法と判断基準

評価項目について

この外部評価は、厚生労働省より公表されている放課後児童クラブ版の「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」で定めている評価項目と評価基準に沿って、評価シートを作成しています。

出典：厚労省 「第三者評価共通評価基準ガイドライン」（放課後児童クラブ解説版）（R3.3.29）

評価の手順

評価にあたって、「利用者（児童及び保護者）調査」、「職員自己評価」、「事業所による自己評価」を実施し、これらの結果を参照しながら、評価員による「訪問調査」を行い、評価を実施しています。

評価の手順は、利用者（児童及び保護者）調査、職員自己評価の結果を参照し、また、事業所による自己評価の後に、評価員による評価を行っています。

各項目「a、b、c評価」と「評価講評」

本評価の評価項目は大・中・小項目に分類され、小項目を「a、b、c」の3段階で評価し、その結果をもとに中項目と大項目を評価しています。

小項目は、具体的な設問を提示しています。

中項目は、複数の小項目からなるグループで構成されています。

大項目は、「Ⅰ福祉サービスの基本方針と組織」「Ⅱ組織の運営管理」「Ⅲ適切な福祉サービスの実施」「Ⅳ児童館等の活動に関する事項」の4項目となっています。

各項目の判断基準

小項目の判断基準

各項目の判断基準はガイドブックに示された基準によっています。

中項目・大項目の判断基準

大項目は中項目の「A、B、C数」をカウントして評価する。

中項目は小項目の「a、b、c数」をカウントして評価する。

大項目、中項目の「a、b、c表示」は大文字「A、B、C」とする。

（判断基準）

a：すべて「a」

c：「c」が全部、または複数

b：対象項目数が1以上で、「c」が1か所以内

または、上記 a：、c：に当てはまらないもの

評価講評

「評価講評」では、評価の判断根拠、気付いた点などについて補足説明を行っています。

全体講評

全体講評として、「特に良いと思われる点」「さらなる改善が望まれる点」を記載しています。

事業所の取組（事業所による記載）

<良いと思う点>

- ① 常勤・非常勤の区別は、そもそも子ども達にとっては関係のない話であり、そこにいてくれる一人の「おとな」であると考えている。

最近では、季節のイベントや工作イベントにも、非常勤職員に役割を担ってもっている。そうすることで、普段その職員を居場所にしてきた子ども達がイベントへと参加しやすい状況を生むことができ、平時においても積極的な子どもとの関わりが生まれている。

役割を担っていただくことで、他人事ではなく自分事として捉えるからこそ、一つのイベントだけでなく、日頃の生活づくりからチームとして動くことができ、年間指導テーマの中にある「大切にしたいこと」を伝えていけていると感じている。

そして、非常勤職員が主体的になれるからこそ、常勤職員が気付かない細かなことに気付き、働きかけてくれていることから相互補完関係にある。

- ② 常勤・非常勤職員を含め、勤務者は大学生から60代後半の方々に勤務していただいている。子ども達の家庭環境は様々であり、例えば片親家庭、祖父母に懐いている、一人っ子、実母の再婚により養父がいる子ども等がいる。

以前4年生の子どもから「この大人って、パパやママとか、おねえちゃんとかおばあちゃんみたいを感じる。みんなすごい安心するんだ。」と話をされたことがある。

家庭環境からくる寂しさや甘えたい気持ちに、幅広い年代の職員がいるからこそ応えられたものと考えている。

- ③ クラブビジョンとして掲げている共育、響育について
(響育)

一つの例として「ベーゴマ遊び」について説明する。

普通の独楽と比べて紐を巻くことが難しく、一日で上手に投げられることは大人子ども共通して稀である。

そこで、一緒に難しい紐巻きにチャレンジし、上手にできない悔しさや焦りを一緒に感じ、子どもたちの気持ちに共感しているからこそ「もう一度やってみよう」という気持ちが生まれる。

そうした気持ちの経験をしている子どもたちが非常に多く、何度失敗しても励ましてくれる環境がある。成功した時に一人ではなく、一緒に喜んでくれる環境もある。

心に寄り添い一緒に感動できることで、子ども達一人ひとりが安心して生活できる関係性と居場所づくりにつながっている。

(共育)

保護者の方が安心して働き続けるためには、学童クラブに通う子ども達自身が安心して楽しく学童クラブへ帰ってくることに、そして支援員はそんな子ども達一人ひとりの様子をおたよりや連絡帳を通じて保護者の方に伝えるからこそ、学童クラブでだけ見せる我が子の一面を知ることができる。

安心して楽しく通える学童クラブだからこそ、ご家庭やお仕事での悩みを支援員に話してくれる方も中にはいらっしゃる、そうすることで、より安定した子育てを行うことにつながると考えている。

全体講評

特に良いと思う点

委託運営協議会の開催

- ・ 西東京市では、委託学童クラブを対象に、利用者や地域住民の代表などが参加する委託運営協議会が毎年開催され、1年間の運営の検証が行われている。学童クラブの質の確保や事業の標準化に大きく寄与しており、他市にみられない優れた仕組みとして評価できる。

コロナ禍の中での運営

- ・ 事業所は、コロナ禍の中で感染防止に努めながら日々の活動を行っている。多くの制約のある中で様々な工夫を行いながら、子どもたちの安全・安心の確保と育成支援に努めている。

子どもの主体性を大切にされた育成支援

- ・ 法人は、「主体性」「協調性」「安心感」「信頼感」の4項目に重点を置き、それが相互に響き合う「響育」、ともに育つ「共育」を生かした運営を行っている。
- ・ 学年会議を設置し、子どもたちの「やりたいこと」を大切にして、実現できるような支援を行っており、掃除などについても、「指示」ではなく、なぜ必要かを説明し、子どもたちが自主的に取組むことができるよう支援している。
- ・ トラブルが起きたときも、会議を開いて、解決方法を子どもたち自身でみつけることができるように指導を行っている。

新しい仕組みの積極的な導入

- ・ 出欠席の確認は、連絡帳に貼られたQRコードによってリアルタイムで保護者に出席のメールが届く登退所システムで行っており、出席予定なのに来ていないといった事態に早く気づくことができるようになっている。また、当日の利用、遅刻、欠席について保護者とメールで確認している。
- ・ さらに、長期休暇や土曜開園時のお弁当のITによる代金決済など、独自サービスもネットワークよく行なっている。

感染防止や食品衛生などの安全対策

- ・ 検温装置や空気清浄機の導入、専門家を招いてのセミナーの実施など、感染症などの予防対策に力を入れている。さらに、食品衛生責任者を配置や危険予知トレーニングを活用した避難訓練の実施、次亜塩素酸の噴霧が出来る空気清浄機の導入検討など、学童クラブでの安全の確保について多面的なアプローチを行っている。

保護者との連携

- ・ 父母会と年度の始めと終わりに共催行事があり、地域のおまつりにも共同で参加している。父母会の役員とは年に3回、茶話会を行い、顔見知りになった上で、共催行事の進め方や日常の施設での過ごし方について話し合う場を設けている。

さらなる改善が望まれる点

チェックリストの活用

- ・ 日常的な清掃や安全・衛生管理、あるいは感染症対策などについて、チェックリストの積極的な活用に期待したい。

評価結果

I 福祉サービスの基本方針と組織	A
1. 理念・基本方針	A
2. 経営状況の把握	A
3. 事業計画の策定	A
4. 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	A
II 組織の運営管理	A
1. 管理者の責任とリーダーシップ	A
2. 福祉人材の確保・育成	A
3. 運営の透明性の確保	A
4. 地域との交流、地域貢献	A
III 適切な福祉サービスの実施	A
1. 利用者本位の福祉サービスの実施	A
2. 福祉サービスの質の確保	A
学童クラブの活動に関する事項	A
A-1 育成支援	A
A-2 保護者・学校との連携	A
A-3 子どもの権利擁護	A

全体評価

	自己評価	外部評価
I 福祉サービスの基本方針と組織		

1. 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1. 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

a

a

理念・基本方針の確立と周知

- ・ 学童クラブでは、「主体性・協調性・安心感・信頼感」の4つの柱を重点に「共育・響育」が基本理念として明文化されている。また、年度ごとにテーマ（ビジョン）を設け、いつでも閲覧可能な状態にしている。職員の入職時及び利用者への入会説明会の際には資料の配布と説明を行っている。基本方針が常に掲示され常に意識できるようにしている。
- ・ 学童クラブのビジョンについては、毎年の委託運営協議会、保護者会での説明はもとより、市役所に配架するなどして情報提供を行っている。

2. 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

1. 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

a

a

2. 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

a

a

経営環境の把握・分析と経営課題への対応

- ・ 法人は、特定非営利活動法人であり、毎年度の事業経営を取り巻く状況の分析を行っており、毎年度の事業計画書を策定するなどして具体的な取組を行っている。また事業計画は外部に公表している。

3. 事業計画の策定

1-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
1. 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	a
2. 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	a
1-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
1. 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	a
2. 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a	a
<p>中東期計画・事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 学童クラブでは中長期の計画は策定していないが、学童クラブ事業については、西東京市の中長期の計画及び年度の計画にもとづいて設置・運営が行われており、平成15年から委託契約が行われている。 単年度の事業計画は、西東京市の中長期計画に沿って策定されている。計画については、法人本部、統括施設長、施設長2名で振り返りと作成を行い、常勤勤務者の会議で具体的なアクションを策定、再度法人本部と内容精査したうえで発表している。 また、週次・月次ミーティングや統括施設長、施設長2名による会議で定期的な見直しを行っている。 事業計画は、新入所説明会、保護者会、運営協議会を通じて保護者に周知し、理解を得ている。 		

4. 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

1-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
1. 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	a
2. 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	a

質の向上に向けた取組

- ・ 学童クラブでは、年度毎に利用者保護者アンケートを実施し、結果を職員に周知する他、環境属性などを把握するために SWOT 分析を行っている。
- ・ 内部研修、外部研修を通じて質の向上に努めている。費用負担のある外部研修については全額または半額の補助をして、受講を促進している。研修後にはレポートの提出を求めている。

II 組織の運営管理

1. 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 運営主体の責任が明確にされている。

1. 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	a
2. 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	a

II-1-(2) 運営主体のリーダーシップが発揮されている。

1. 放課後児童クラブの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	a
2. 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	a

管理者の役割・責任とリーダーシップ

- ・ 管理責任者の所掌範囲については年度初めに確定し、周知されている。
- ・ 本年度から統括施設長のポジションを設けた。
- ・ 管理責任者は、事故発生時や火災発生時に加え、感染症発覚時の対応などフローを作成、掲責任を明らかにしている。
- ・ 児童福祉法、放課後児童健全育成事業に則り運営を行っている。法令等を正しく理解するために、「児童厚生員等基礎研修会」等に参加し、研修結果を統括施設長、施設長とも共有することで情報の更新を行っている。
- ・ 統括施設長及び施設長は、施設運営状況、職員の情報を共有して、働きやすい環境整備に取組むとともに、業務平準化を推し進めている。

2. 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
1. 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	a
2. 総合的な人事管理が行われている。	a	a
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
1. 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	a
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
1. 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	a
2. 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	a
3. 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	a
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
1. 実習生等の福祉サービスに関わる専門職等の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	—	a
<p>福祉人材の確保と人事管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉人材の確保・育成、人事管理体制の整備については、西東京市との契約にもとづき、人材確保と配置を行っている。採用年齢にはばらつきがあるが、比較的若年層が多いことが特徴である。新入社員には、入社時にビジョン及び就業規則によって説明を行っている。また、継続勤務による年次昇給の仕組みを設けている。 <p>働きやすい職場づくりへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 労務管理等の相談は統括施設長を窓口としているが、現場で話せないなどの事情があれば、法人本部で対応を行っている。期待する職員像については入職時に説明をするだけでなく、期中、期末に法人本部による職員面談を実施している。また、統括施設長は日常的に職員の様子を見ながら、必要に応じて相談・助言を行っている。 <p>職員の質の向上に向けた取組</p>		

- ・ 年度初めに研修スケジュールを確定させ、計画にもとづき研修を実施している。
- ・ 学童クラブの運営方針は、ユニセフの子ども権利条約に沿ったものであり、条約の趣旨を理解するために、学童クラブ内外の研修に参加している。また、障害児の育成に関わる外部の研修に積極的に参加している。

実習生の受入れ

- ・ 西東京市の所管課が窓口となって対応を行っており、市よりの打診があった場合には受入れを行っている。

3. 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

1. 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	a
2. 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	a

運営の透明性の確保

- ・ 法人はNPOであり、年度ごとに東京都に予算、事業計画書を提出して、承認を受けるなど、運営の透明性を確保している。月次で経費管理を行っており、経理担当者が毎月チェックを行うとともに、顧問税理士への報告を行っている。

4. 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

1. 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	a
2. ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	a

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

1. 放課後児童クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	a
II - 4 - (3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
1. 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	a
2. 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	a
<p>地域や関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校、その他児童館、子ども家庭支援センターとの連携を進めている。当学童クラブは保谷柳沢児童館の管理下にあることから、出前児童館を週に一回開催している。おたよりは東伏見小をはじめ、近隣小学校、どろんこ、他学童クラブ、お弁当屋さんなどにも配布している。 地域の福祉向上のための取組として、近隣団地自治会のお祭りの実行委員会に参加するなどの取組も行っている。 <p>ボランティアの受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人が子ども向け自然体験活動を行っていることから、ボランティアの受入れは随時行っており、毎週水曜日に研修を実施している。 		

III 適切な福祉サービスの実施

1. 利用者本位の福祉サービスの実施

III - 1 - (1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。		
1. 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	a
2. 子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	a
III - 1 - (2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
1. 利用希望者に対して放課後児童クラブ選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	a

2.	放課後児童クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a	a
III-1-(3) 子どもや保護者等の満足の向上に努めている。			
1.	子どもや保護者等の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	a
2.	放課後児童クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a	a
III-1-(4) 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
1.	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	a
2.	子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子どもや保護者等に周知している。	a	a
3.	子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	a
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
1.	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	a
2.	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	a
3.	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	a
<p>利用者を尊重した姿勢の明示</p> <ul style="list-style-type: none"> 入職時に学童クラブの役割、職業倫理についての研修や内部研修を行っている。 <p>個人情報保護とプライバシーの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 運營業務標準書に個人情報保護規定を設けており、入職時に個人情報保護に関する同意書を得ている。また、保護者からは個人情報使用承諾書を得ている。写真及び映像を記念として提供しているため、その承諾も得るなどプライバシーの保護に配慮している。 個人情報データはパスワードをかけ、持ち出しや閲覧ができないような対策を施している。 <p>利用者への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの提供に関する説明は、入所説明会を実施し、学童クラブの利用から下校までの一連の流れや自主事業などについて説明を行っている。 <p>利用者満足の向上</p>			

- ・ 利用者満足の向上のために、毎年、学童クラブ委託運営協議会や茶話会、保護者会によってニーズの把握を行っている。利用者アンケートでの改善項目には即時対応する体制を整え、満足の向上に努めている。

苦情・要望・相談への対応

- ・ 毎年、クラブビジョンを子どもや保護者に配布し、相談先として児童館や法人本部連絡先を記載し、支援員に聞かれたくない場合の対策を明示している。
- ・ 苦情や要望については、保谷柳沢児童館と共有し、対応に関しての助言を受けている。また、場合によっては、子ども家庭支援センターとも共有を行っている。
- ・ さらに、メールや電話だけで終わらせず、お迎え時のコミュニケーションを必ず取ることで、話しやすい環境づくりを行っている。

安心・安全への取組

- ・ 災害時における連絡体制表を基本として有事の際の責任、所掌についての明示を行っている。
- ・ 法人としてKYTトレーニングの実施により、未然の事故防止に努めている。
- ・ 自衛消防組織、火災発生時のフローをクラブ内に掲示している。また、隔月で防災訓練、半年に1回総合防災訓練を実施している。
- ・ 市役所が発信する犯罪等の通知メールを受け取った際には、危険度を判断して見守りの強化や保護者への連絡などの対応を行っている。
- ・ 感染症対策として、感染疑い時の場合のマニュアルを策定しクラブ内に掲示するなど、即時の対応ができるようにしている。
- ・ また、コロナ禍対応として、加湿空気清浄器を常時稼働させているほか、入り口に非接触型検温器を設置し、さらに、外部講師による講演を実施するなど、手洗い習慣と予防に関する啓発活動を行っている。

2. 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する育成支援の標準的な実施方法が確立している。

1. 育成支援について標準的な実施方法が文書化され育成支援が提供されている。	a	a
2. 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	a

III-2-(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。

1. 育成支援の計画を適切に策定している。	a	a
2. 定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。	a	a
Ⅲ－２－（３）育成支援実施の記録が適切に行われている。		
1. 子どもに関する育成支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	a
2. 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	a	a
<p>標準的な実施方法の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 提供するサービスの標準的な実施方法について運営業務標準書を整備しており、1年の運用を経て年度末に内容の見直しを行っている。新型コロナウイルス感染拡大防止策など、これまでの想定と異なる対応について適宜修正を行い、翌年度の全体計画に反映させている。 <p>育成計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年スローガン（指針）及び、育成計画を定めている。指針からのずれがないか、統括責任者の管理のもと、日々のミーティングにおいて確認している。 <p>記録の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス実施の記録については、各児童の悩みや相談を書き留める「あのね」という用紙を用いて、書かれた内容を全職員で共有している。日時ミーティングで情報が更新された場合も職員間で共有し、申し送り事項についても記録している。 		

学童クラブの活動に関する事項

A－1 育成支援

A－1－（１）子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備

1. 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。

a

a

環境の整備

学童クラブは小学校に併設されており、また、小学校で保谷柳沢児童館の出前児童館や近隣児童館への訪問も実施するなど、学童外の子どもたちとの多くの接点を持っている。

- ・ また、校庭開放のときには校庭で遊んだり、長期休暇のときは、近くの公園に遊びに行くなど、屋外の活動も積極的に取り入れている。
- ・ 学童クラブでは、静かに遊びたい子どもや勉強ができるスペースと、体を使って遊ぶ子どものスペースとに、フロアをパーテーションで分け、動と静の遊びの分けを行っている。
- ・ 座卓のおかれている「のんびりスペース」では、折り紙やビーズ、画用紙などの手作業の材料が置かれ、少人数で集中して作業に取り組むことができている。
- ・ 下駄箱、ロッカーは一人ひとりのスペースが確保されているが、備品には、公立時代から引き継いでいるという事務用の机など古いものもみられた。

A-1-(2) 放課後児童クラブにおける育成支援

1. 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。	a	a
2. 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。	a	a

育成支援

- ・ 入所時に「西東京市学童クラブのしおり」を使用して説明会を行い、生活習慣に関する情報を提出してもらっている。また、長期休み前には保護者会を実施し、必要な情報の共有を行っている。
- ・ 保護者には、毎月発行しているふじみっ子通信で、次月の予定を知らせている。
- ・ 子どもの出欠は、毎月、事前に父母に予定表を提出してもらっている。
- ・ 出欠席の確認は、連絡帳に貼られたQRコードによってリアルタイムで保護者に出席のメールが届く登退所システムで行っており、出席予定なのに来ていないといった事態に早く気づくことができるようになっている。また、当日の利用、遅刻、欠席について保護者とメールで確認している。
- ・ 帰宅時間は、習い事による早退、通常の5時グループ、6時グループ、延長保育などそれぞれに異なるため、ホワイトボードに名札を貼って、間違いがないよう管理している。

A-1-(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援

1. 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。	a	a
2. 日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるように援助している。	a	a
3. 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。	a	a
4. 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。	a	a
5. 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。	a	a
<p>一日の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> 学童クラブでは、季節の行事や工作など、月に一度は何かしらのイベントを開催しており、ポスターで学童保育内にも掲示するとともに、保護者にも共有できるように、おたよりで伝えている。子どもが主体の行事としては、直近では、4年生からの発案で1～3年生をねぎらう「夏休みさよならパーティ」を実施している。 <p>学年会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期、不定期で開かれている学年会議は、「好きな遊び」「最近の学童について」などの質問を子どもたちに投げかけ、そこで出た意見を職員は行事や遊びに反映させている。 トラブルが起きたときも、会議を開いて、解決方法を子どもたち自身でみつけることができるようにしている。その際、発言が特定の子どものみにならないように、意見をよくいう子どもには、他の人の意見も聞くように促している。 問題解決のための会議での話し合いをレポートしていたお便りでは、迷惑をかけたことについて当事者である子どもが素直に反省し、全員でルールの再確認をしている様子がいきいきと紹介されていた。 <p>基本的な生活習慣</p> <ul style="list-style-type: none"> 片付けや整理整頓を指導するのではなく、子どもたちが主体的に取り組むことができるように支援を行っており、子どもたちが決めた遊びのルールはポスターにして所内に掲示している。 		

A-1-(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援		
1. 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受入れに努めている。	a	a
2. 障害のある子どもの育成支援にあたっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。	a	a

3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応にあたって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。	a	a
<p>障害児の受入れと支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 西東京市学童クラブ運営業務委託仕様書などにもとづいて取組を行っている。障害のある子どもの受入れは最終的には市が決めるが、学童クラブでも事前面談などを行い、対応を検討している。 受入れ後は、落ち着ける空間を用意したり、不穏になったときには、外に散歩に行ったり、防音イヤーマフを用意して試してみるなど、個別に対応している。 加配対象児童やグレーゾーンと思われる子どもについて、児童育成日誌を作成し、職員間で共有している。 職員は障害児の育成に関わる外部の研修に積極的に参加している。 学校や子ども家庭支援センターのどかとも連携して支援を行っている。 		

A-1-(5) 適切なおやつや食事の提供

1. 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。	a	a
2. 食に伴う事故（食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等）を防止するための対応を行っている。	a	a
<p>おやつの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 下校時刻に合わせて柔軟におやつ時間を設定している おやつのメニューは、保護者に毎月事前に知らせて確認してもらっている。 コロナ禍により、手作りおやつの取組が難しくなり、市販の個別包装のお菓子が中心になっているが、毎日3～4種類、バランスを考えて提供している。また、イベント時には、自分でトッピングできるパフェ果物やポタージュスープなど、できるだけ季節感を取り入れるように配慮している。 <p>アレルギーへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> アレルギーについては、アレルギー研修を受講し、アレルギー発症時のエピペンの使用方法も学んでいる。 食物アレルギーと緊急時の対応方法は職員間のミーティングで共有している。また、除去が必要な食品や緊急対応の方法は、調理台の正面に一覧できるように掲示して、常に確認しながらおやつを準備している。 		

A-1-(6) 安全と衛生の確保		
1. 子どもの安全を確保する取組を行っている。	a	a
2. 衛生管理に関する取組を適切に行っている。	a	a
<p>外出時の安全確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 外出する際は順路をたどって危険な場所、横断歩道などチェックをして所管課に申請をして実施している。 <p>感染症予防</p> <ul style="list-style-type: none"> 手洗いに力を入れており、おやつを扱う職員の手洗いや消毒の徹底など、市のガイドラインにもとづいた運営を行っているほか、「手洗いの仕方」などのポスター掲示や洗い残しを可視化するでんぷんとヨー素での実験、専門家を招いての手洗いイベントなどを本年度から行っていく予定となっている。 また、検温装置や空気清浄機を設置するとともに、今後、可能であれば、次亜塩素酸の噴霧が出来る空気清浄機の導入を行いたいとしている。 <p>病気やけがへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 病気やけがへの対応として、登所時に体調についてチェックを行っている。また、事故の発生時には法人本部への報告、事故報告書については児童青少年課への書類提出を行っている。 <p>下所時の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの来所、通所経路は事前に把握し、近隣の児童同士でのグループでの帰宅を基本として集団で帰宅している。出口のところまで、職員が送り出している。 子どもが家の鍵を忘れて家に入れないという事態を防ぐため、対応について家族で話し合っておいてもらうよう促すとともに、緊急で延長保育に切り替えるときもある。 <p>防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災への対策として、自衛消防団を組織し、年2回避難訓練を実施している。 		

A-2 保護者・学校との連携

A-2-(1) 保護者との連携		
1. 保護者との協力関係を築いている。	a	a

保護者との連携

- ・ 父母会と年度の始めと終わりに共催行事があり、地域のおまつりにも共同で参加している。父母会の役員とは年に3回、茶話会を行い、顔見知りになった上で、共催行事の進め方や日常の施設での過ごし方について話し合う場を設けている。
- ・ コロナ禍でイベントの中止が相次いでいたが、今年度は、学校の音楽室を借りて、人気アニメの主題歌を歌う動画撮影会を開催している。動画は保護者が編集して限定で公開している。
- ・ 保護者へのアンケート調査では、97%の保護者が「満足」と回答している。
- ・ また、「学童クラブでも違う学年の子どもとの交流」に対して、97%の保護者がはいと答えている。
- ・ さらに、「学童に行くようになり、心が安定した」「子どもの様子をしっかりと見てもらっている」「子どもたちが、のびのびいきいき過ごさせている」「細かく丁寧に連絡してもらえる」などの意見があがっている。

A-2-(2) 学校との連携

1. 子どもの生活の連続性を保障するために、学校との連携を図っている。

a

a

学校との連携

- ・ 学童クラブは学校敷地内にあり、学校からは小学校便りや、施設開放運営協議会便り、下校予定時刻表などの提供を受け、学童クラブの運営に生かしている。
- ・ また、担当者同士の面談を実施し、校庭利用のルールや要保護対象児童などの情報交換を行っているほか、公開授業へも参加している。さらに、副校長と直接対話する機会も年一回、儲けているなど、要保護対象児童の処遇に必要な場合は、担任と個別に情報交換するときもあり、良好な関係を維持している。
- ・ 学童クラブの活動を知ってもらうため、学校、担任や連携機関には、施設で作成したお便りを配布している。
- ・ 課題として、感染症対策について、緊急時の連絡系統の確立が必要であると考えている。

A-3 子どもの権利擁護

A-3-(1) 子どもの権利擁護

1. 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a	a
<p>権利擁護</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の運営業務標準書の基本方針には、スタッフの行動指針が記載されている、また、子どもが主体的に参加することを促す施設の運営方針は、ユニセフの子ども権利条約に沿ったものとなっている。条約の趣旨を理解するために、「体罰に頼らない子育てハンドブック」など市が作成したパンフレットを職員間で共有しているほか、「指導員に求められる職業倫理と職場の確立」など、学童クラブ内外の研修に参加している。さらに、権利侵害にあった子どもが相談できる窓口のパンフレットを子どもの目につきやすい場所に設置している。 		